

千葉県特定毒物研究者許可審査基準について

千葉県保健福祉局医療衛生部医療政策課

審査基準

特定毒物研究者の資格については、原則として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における特定毒物研究者の許可等に係る事務・権限の委譲等について」（平成28年3月24日薬生化発0324第1号）、「毒物劇物取扱責任者の資格に関する疑義について」（昭和46年3月8日薬発第216号）、「毒物及び劇物取締法に係る法定受託事務の実施について」（平成13年2月7日医薬化発第5号）によるものとする。

附 則

本基準は、平成29年9月1日から適用する。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から適用する。